

## 小林市防災会議条例の一部を改正する条例

小林市防災会議条例（平成18年小林市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、「事務」の次に「に関すること。」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第5項中「者について市長が任命」を「者のうちから、市長が委嘱し、又は任命」に改め、同項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

第3条第6項中「前項第7号及び第8号の」を削る。

第4条第2項中「市長が」の次に「委嘱し、又は」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。